

## 住民監査請求監査結果

### 1 請求の受理

令和3年3月5日付けで請求人から地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求（高監委第597号。以下「本件請求」という。）は、形式上の要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

### 2 請求の要旨及び理由

監査に当たり、請求書記載事項及び事実証明並びに請求人の陳述から請求の要旨及び理由を次のように解した。

#### (1) 請求の要旨

高槻市（以下「市」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策の施策の一つとして、高校生等16歳から18歳までの若者がいる世帯への臨時支援の名目で、支給対象者約1万人に対し、1人当たり高槻産米10kg（以下「本件支援米」という。）を送るため、高槻市農業協同組合（以下「JAたかつき」という。）のみから、本件支援米1万袋（1袋当たり10kg）の購入金額3,550万円（消費税等込み。以下、特に記載がない限り、金額は消費税等込みとする。）とする見積書を、令和2年5月21日に徴し、地方自治法施行令（以下「自治法施行令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同日にJAたかつきと物品購入に係る随意契約（以下「本件支援米契約」という。）の仮契約を締結した。本件支援米契約は、令和2年5月22日に高槻市議会の議決をもって本契約となった。また、令和元年11月1日に高槻市教育委員会が事務局を務める高槻市学校給食会（以下「学校給食会」という。）は、JAたかつきから学校給食用米として、高槻市・島本町産ひのひかりを1kg当たり295円で購入する学校給食用米売買契約（以下「本件給食米契約」という。）を締結している。

市は、本件支援米契約に基づき3,550万円で購入したが、本件給食米契約と本件支援米契約は、相手方は同じJAたかつきであり、商品は、同じ高槻産

米ひのひかりであるのだから、少なくとも、先に締結した本件給食米契約と同じ金額の2,950万円で、本件支援米契約も締結できたはずであるから、その差額の600万円が市の損害となる。

本件支援米の配送について、JAたかつきが米10kgの配達料を100円としているにもかかわらず、市は、佐川急便株式会社（以下「佐川急便」という。）との間で契約締結していた履行期間を令和2年5月1日から令和3年3月31日までとする飛脚宅配便及び飛脚メール便運送業務委託基本契約（以下「本件運送契約」という。）に基づき、1件当たり1,180円（消費税等抜き）とし、令和2年7月22日に972万2,449円を佐川急便に支出した。また、本件支援米を梱包するための段ボール箱（以下「本件段ボール箱」という。）を佐川急便から購入し、令和2年8月21日に73万2,578円を支出した。また、詳細は不明であるが、令和2年9月30日に佐川急便に対し979円を支出した。

JAたかつきは、10kg当たり100円で配達できるとしているのであるから、1万人への配送には100万円だけで済んだとすれば、佐川急便に支払った計1,045万6,006円との差額の945万6,006円が市の損害となる。

本件支援米契約により、令和2年6月26日にJAたかつきから市に対し1万袋の納品がされ、同年8月7日に市はJAたかつきに対し3,550万円を支出した。一方で、本件段ボール箱については、9,940枚を購入した。本件支援米について、少なくとも60袋分は無駄にしているとすれば、支出した公金も市の損害となる。

よって、本件の詳細及びその責任者を明らかにした上で、事業者、関係団体、関係人、関係職員、決裁権者、専決権者、市長その他の責任者に対し、損害賠償請求又は不当利得返還請求することを勧告することを求める。また、損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使を怠る事実が違法不当であることの確認を求める。

## (2) 請求の理由

自治法第2条第14項では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされている。

地方財政法第4条第1項においても、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならないと定められている。

市が行った本件支援米契約並びに同契約に基づく支出命令及び支出は、上記各条項の規定に反しており、本件給食米契約よりも割高な代金で随意契約をしたことには、何らの合理性もなく、社会通念上の妥当性を欠いている。したがって、裁量権の範囲の逸脱・濫用があるといわざるを得ず、違法である。また、本件支援米契約は、自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結しているが同項各号のいずれにも該当せず、また、高槻市財務規則第111条第1項の規定にも反している。JAたかつきのみからわざわざ割高な見積書を徴し随意契約を締結したのであるから、故意に市に損害を与える目的があったというほかはなく、市の行為は違法といわざるを得ない。

JAたかつきが、米10kgの配達料を100円としているにもかかわらず、市は、本件運送契約に基づき、佐川急便に対し、1件当たり1,180円（消費税等抜き）の運賃を支払った。これについても何らの合理性もなく、社会通念上の妥当性を欠いている。したがって、裁量権の範囲の逸脱・濫用があるといわざるを得ず、違法である。仮に、JAたかつきが、本件支援米を1件100円で配達できない合理的な事情があるとしても、配送業者は、佐川急便のほかにも多数あるのであり、本件支援米の配送については、別途、競争入札を実施するか、少なくとも相見積りをして、事業者を選定すべきであった。

本件支援米については、令和2年6月26日にJAたかつきから市に対し1万袋の納品がされ、同年7月22日に市はJAたかつきに対し3,550万円を支出した。一方で、本件段ボール箱については、9,940枚しか購入していない。つまり、本件支援米について、少なくとも60袋分は無駄に購入したのである。明らかに違法不当な行為である。

### 3 監査の実施

#### (1) 監査対象事項

本件住民監査請求については、次の事項を監査対象事項とした。なお、請求人は、本件支援米の支給に係る違法な行為による損害賠償請求権又は不当利得

返還請求権の行使を怠る事実の違法確認を求めているが、当該確認については、自治法第242条第1項所定の監査対象事項ではないことから監査の対象外とした。

ア 請求人は、本件支援米の購入費が違法不当に割高であると主張し、その差額について、高槻市長及び関係職員に対し、損害賠償請求又は不当利得返還請求することを求めている。また、請求人は、本件支援米契約について、自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれにも該当せず、高槻市財務規則第111条第1項の規定にも反していることから、違法であると主張している。これらのことから、本件支援米契約について、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な契約の締結又は公金の支出に当たるか否か

イ 請求人は、本件支援米の配送料が違法不当に割高であると主張し、その差額について、高槻市長及び関係職員に対し、損害賠償請求又は不当利得返還請求することを求めている。なお、請求人の主張する、配送料についての損害額の算定には、配送のために行った本件段ボール箱の物品購入代金も含まれている。これらのことから、本件運送契約に基づき実施した本件支援米の配送に係る配送料の支出及び本件段ボール箱の物品購入に係る支出について、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるか否か

ウ 請求人は、市が本件支援米を1万袋購入しているのに対し、本件段ボール箱は9,940枚しか購入していないことから、本件支援米60袋は無駄に購入しているといえ、違法不当な行為であり、市の損害であると主張している。このことから、本件支援米60袋について、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるか否か

## (2) 監査対象部

子ども未来部子育て総合支援センター、総務部法務ガバナンス室及び総務部契約検査課

## (3) 請求人の証拠の提出及び意見陳述

令和3年3月24日に、自治法第242条第7項の規定に基づき請求人に陳述の機会を与えた。陳述の概要は、次のとおりである。

市は、本件支援米を本件給食米契約と比べると約2割も高い金額でJAたか

つきから購入し、配送については、J Aたかつきが100円で配達しているにもかかわらず、その約10倍の値段で佐川急便に配送させている。これらは、常識的に考えても明らかに割高であり、入札や相見積りをせずに随意契約で購入したり、本件運送契約に基づいて配送させたりしていることから、違法不当な支出がなされたと考える。今回の意見陳述では、米の購入費と配送について追加の主張を述べる。

まず、米の購入について、令和2年9月市議会において、米がなぜ2割も割高なのかとの質問に対し、市は、学校給食用米は七分づきで、本件支援米は精白米だからであると答弁している。証拠として提出した、奈良産ヒノヒカリ5kgレンゲ栽培米に関する通販サイトのホームページの写しから、玄米（5kg）、七分づき（4.65kg）及び精白米（4.5kg）は、同じ金額だが、精米すると玄米から糠がとれて軽くなり、七分づきと精白米の重さの差は0.15kgとなり、約3.2%の違いがあることが分かる。さらに、証拠として提出した、高槻市学校給食会事務局の「小学校給食用七分づき精米の一時的な産地変更について」の通知文には、「中学校用の無洗米については、引き続き高槻産米が納入されます。」と記載されている。つまり、J Aたかつきから高槻産米の無洗米を中学校給食用として購入しているわけである。無洗米というのは、精白米からさらに肌糠を取り除いたものであることから、その金額は、精白米よりも高いのではないかと考えられ、学校給食用米との価格差は、無洗米を考慮すると、3.2%よりも低いということになる。また、同市議会において、市は、購入量の違いとの答弁もしていたが、本件支援米約100tを送ったため、学校給食用米の高槻産米が足りなくなったことから、本件支援米も学校給食用米と同様の値引きを受けて然るべき大量購入だったというべきである。

次に、配送について、市は、佐川急便に対して、1件当たり1,180円（消費税等抜き）の支払をしているようだが、本件運送契約の契約書に添付されている運賃表には、サイズが140、重量が20kgまでのものに関しては、1,180円（消費税等抜き）支払えば、関西地方だけでなく、中国地方、北陸地方及び東海地方にまで、配送することができる。高槻市内という限定された地域において、約1万件という多数の配送先に配送する場合には、これでは割高になるのは当然である。J Aたかつきが配達料を100円とし、市内の米穀店

が送料を無料としているというのは、市内であれば、配達にはほとんど費用がかからないからではないか。本件支援米については、JAたかつきに配達をさせるべきで、それができない事情があったとしても、少なくとも他者との相見積りをするべきである。監査委員には、JAたかつきが配達できなかった事情があるのかについても、調査してもらいたい。

#### (4) 関係職員の意見陳述

令和3年3月24日に、子ども未来部の参事兼子育て総合支援センター所長及び同センター所長代理が陳述を行った。その際、自治法第242条第8項の規定に基づき請求人の立会いを認めた。

ア 関係職員の陳述の概要は、次のとおりである。

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民に対して、様々な支援策に取り組んでいるが、子育て世帯を対象とした支援策では、中学生までを対象とした国の臨時特別給付金などの支援策はあったが、高校生を対象とした支援策が少ない状況であった。

その中において、令和2年4月7日から「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が発出され、外出自粛が続き、市民生活への影響が出る中で、更なる生活支援策を講じていく必要があるとの考えから、本市独自の取組として、16歳から18歳までの高校生等のいる家庭に対して本件支援米を支給する生活支援を目的とした「高校生等のいる世帯への臨時支援事業」を実施することとした。

市民生活に影響が出ている状況に鑑み、支援を迅速かつ適切に行うことが最優先事項であったことから、市独自の取組である本件支援米の支給を実施するための条件として、支給対象となる約1万人分の10kgの精米を短期間で適切に供給できる体制を備えること、約100tの精米を適切に本件段ボール箱に梱包でき、かつ、保管できる場所及び設備等を備えること、約1万人分の配送先の宛名貼りを含めた対応を速やかに行える体制を備えること、約100tの精米を適切に本件段ボール箱に梱包するため、約1万枚の本件段ボール箱を梱包作業期間に合わせて確実に納入できる体制を備えることなどが必要であった。

なお、支給する精米の選定については、地元の精米を食べていただくこと

により、身近な場所で新鮮な農産物を得られること、地域への愛着や地元産米を知る機会につながるなど、地産地消にも寄与できることから、市の施策として、高槻産米を支給することとした。

米の購入については、支援を速やかに行うために、本件支援米の支給を実施するための条件を満たした上で、実績があり、事業目的を達成するために必要な供給体制や設備等を備えているかを判断することが必要であったことから、その条件を満たすのは、JAたかつきしかなく、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であったことなど、その性質又は目的においても競争入札になじまないため、自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行ったものである。

また、配送業務については、約1万人分の本件支援米を、生活支援のため速やかに短期間で配送することが条件であったことから、本件段ボール箱の手配と配送先の宛名貼りの作業といった一連の業務も迅速かつ効率的に進めていくことが必要であった。一連の業務対応が可能な事業者を検討した結果、それらに対応でき、かつ、既に本件運送契約を締結している佐川急便を選定し、その契約に基づく個別契約として配送業務を委託した。

なお、実施期間については、令和2年5月22日の議決後、本件段ボール箱等の必要物の発注や支給対象者のデータ抽出、本件段ボール箱に梱包する作業場所や梱包した本件支援米を保管する場所の準備などを行った後、同年6月4日から順次、配送を始め、再配送の対応も含め、同月30日に終了した。

請求人は、本件支援米契約と本件給食米契約の契約金額を比較し、同じJAたかつきで購入している高槻産米であるため、同じ契約金額になるはずであり、本件給食米契約より割高な代金で随意契約したことに合理性がないと主張している。これは、本件支援米の支給は緊急かつ大量に一回のみ精米を調達するものであり、計画的に一定の数量を継続的に行っており、かつ、長年の契約関係を続けている本件給食米契約とは、その内容、納期、数量、配送等の諸条件が異なることから、契約金額が同一の価格になるものではない。また、本件支援米の価格10kg3,550円は、同品種米の市場価格からみても割高ではない。

請求人は、JAたかつきが米10kgの配達料を100円としているにもかかわらず、本件運送契約に基づき配送を行うことは違法であると主張しているが、これは、JAたかつきの配達料100円は、定期的に購入を行っている一般向けのサービスであり、大量発注を想定した料金設定ではないことから、本件支援米の配送業務において、同料金で契約できる対象ではないと確認している。

請求人は、高槻市内という限定された地域において、本件運送契約に基づき配送を行えば、割高になるのは当然であり、配送業者は他にも多数あることから、競争入札等を実施して事業者を選定すべきであったと主張している。これは、本件支援米の支給における配送業務は、市全体での配送等の運送業務を想定して年度当初に制限付一般競争見積合せを経て締結した本件運送契約第4条の委託料金の条項で、地域別・サイズ別・重量別に定められた運賃表に基づいたものであり、競争性は確保しており、また、数量や配達地域を理由に割高になったものではない。また、コロナ禍における生活支援のため、速やかな支援を実現する必要性があったところ、佐川急便は、既に、本件運送契約を締結しており、配送先の宛名貼りの作業といった一連の業務対応が可能な事業者であると確認が取れたことから、迅速な支援が実現できるものとして、配送業務を委託したものである。なお、配送委託料の最終的な支払実績は、1件当たり890円（消費税等抜き）であった。

請求人は、本件支援米の余分な購入として、少なくとも60袋は無駄に購入したもので、違法不当な行為であると主張しているが、これは、本件支援米の支給対象者は、令和2年5月1日時点で、市の住民基本台帳に記録されている者（以下「住民基本台帳登載者」という。）とし、最終の支給対象者数が9,940人となったが、本市が把握できないDV等による避難等、住民基本台帳登載者以外の人も、一定数対象となることを見込んで、1万人分の本件支援米を購入したものである。なお、本件段ボール箱については、不足した場合、追加発注等、柔軟な対応ができたことから9,940枚の購入をしている。最終的に本件支援米は86袋残ったが、「高校生等のいる世帯への臨時支援事業」の趣旨に鑑みて、学校給食用米として有効に活用している。

以上、本件支援米契約の契約方法とそれに基づく支出及び本件運送契約に

基づく契約及び支出について、違法・不当な点はないと考える。

イ 関係職員の陳述に対する請求人の反論の概要は、次のとおりである。

まず、米について、価格に関しては緊急かつ大量に購入しなければならないので、学校給食用米とは条件が異なるということだが、米の品種も収穫された年も一緒に、購入先は同じ業者であるにもかかわらず、条件が違うというのはあり得ない。学校給食用米も一般家庭とは異なって大量に購入しているので、条件はほぼ変わらないと考える。金額が、そこまで異なるというのはおかしいと考える。

配送業者について、ほかに速やかに配送できる業者はなく、佐川急便との契約に関しては、制限付一般競争見積合せで競争性を担保しているということだが、1万件の配送というのは、佐川急便にとって既に契約をしているとはいえ急な話だったはずである。今回の配送業務に対応できるのは佐川急便だけだったのかということそうではない。他にも配送業者はいろいろあり、ほかの業者でもできるような業務であったと考える。

それから、本件段ボール箱が必要だったのかについて、米穀店では、米の配送時に段ボール箱で梱包していないことから、佐川急便に配送させたから本件段ボール箱が必要だったのではないか。

また、JAたかつきは、100円で配達できるのは、定期的に購入している一般の人向けだということだが、証拠として提出したJAたかつきのホームページの写しには、そのような内容の記載はない。定期的購入の場合に100円で行っているというわけではなく、誰にでも100円で配達するというような意味で記載されているのではないか。そのため、今回のような一時的、臨時的なものであったとしても、1件100円で配達ができないのは、おかしいと考える。

86袋残った本件支援米については、学校給食用米として使用したということから、やはり学校給食用米と遜色ないものだったのではないかと考える。

#### (5) 関係職員の事情聴取等

令和3年4月8日に、子ども未来部の参事兼子育て総合支援センター所長、同センター所長代理、総務部の部長代理兼法務ガバナンス室長、法務ガバナンス室主幹、同室副主幹、契約検査課長及び同課課長代理に対して事情聴取を行

った。また、請求書及び証拠書類について調査し、関係職員に対し質疑を行った。

#### (6) 関係人調査

自治法第199条第8項の規定に基づき、令和3年3月30日及び同年4月8日に学校給食会に対し、関係書類の提出を求め、精査を行った。

### 4 監査の結果

#### (1) 事実の確認

##### ア 本件支援米の支給について

市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民に対して、様々な支援策に取り組んでおり、令和2年4月7日から「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が発出され、外出自粛が続き、市民生活への影響が出る中で、更なる生活支援策を講じていく必要があるとの考えから、本市独自の取組として、16歳から18歳までの高校生等のいる家庭に対して本件支援米を支給する生活支援を目的とした「高校生等のいる世帯への臨時支援事業」を実施した。本件支援米の支給対象者は、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの者で、令和2年5月1日時点の住民基本台帳登載者とし、また、住民基本台帳登載者以外に住民票を市外に残したままDV等により市内に避難している者及び市内の児童養護施設等に入所している者も支給対象者としている。なお、市は、支給対象者のいる世帯に令和2年5月1日付けで本件支援米の支給に関する通知文を送付している。

市民生活に影響が出ている状況に鑑み、支援を迅速かつ適切に行うことが最優先事項であったことから、本件支援米の支給に当たり、本件支援米の購入、本件段ボール箱への梱包、集荷、配送等の一連の業務を一時期に迅速かつ効率的に行うことが不可欠であったとのことである。そのため、市独自の取組である本件支援米の支給を実施するための条件として、支給対象となる約1万人分の10kgの精米を短期間で適切に供給できる体制を備えること、約100tの精米を適切に本件段ボール箱に梱包でき、かつ、保管できる場所及び設備等を備えること、約1万人分の配送先の宛名貼りを含めた対応を速やかに行える体制を備えること、約100tの精米を適切に本件段ボール

箱に梱包するため、約1万枚の本件段ボール箱を梱包作業期間に合わせて確実に納入できる体制を備えることなどが必要であったとのことである。

なお、支給する精米の選定については、地産地消にも寄与できることから、市の施策として、高槻産米を支給することとしている。

#### イ 本件支援米契約について

##### (ア) 本件支援米契約の経過について

子ども未来部子育て総合支援センターは、本件支援米契約の締結について、令和2年5月20日に総務部契約検査課に自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の締結を依頼している。総務部契約検査課は、その依頼を受け、同日に第2回高槻市物品売買調整委員会を開催し、JAたかつきを指名業者として選定することについて、高槻市物品売買調整委員会委員長の承認を受け、JAたかつきに見積徴取についての通知書を送付している。令和2年5月21日に、市は、JAたかつきから本件支援米1万袋（1袋当たり10kg）の購入金額3,550万円とする見積書を徴し、自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同日にJAたかつきと本件支援米契約の仮契約を締結している。本件支援米契約は、令和2年5月22日に高槻市議会の議決をもって本契約となっている。なお、本件支援米の納入期限は、令和2年5月22日から同年6月26日までとなっている。

本件支援米契約に基づき、JAたかつきから市に対し1万袋の本件支援米が納品され、市は、令和2年6月26日に検収し、同年8月7日にJAたかつきに対し3,550万円を支出している。

##### (イ) 本件支援米契約の事業者の選定について

市は、事業者の選定に当たっては、実績があり、事業目的を達成するために必要な供給体制や設備等を備えているかを判断しているとのことであり、実績に関し高槻産米を市内の学校、福祉施設及び病院に給食用米として毎月納入していること、供給体制に関し市内で生産される高槻産米の約9割以上を仕入れていること、設備等に関し市内の他の米穀店は有していない大型の処理能力を備えた精米施設を有していることから、高槻産米100tを精米し速やかに納入することが可能である事業者は、JAたかつ

きしかなく、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるとしている。

また、JAたかつきは、1万袋の精米を分納しながら、順次、本件段ボール箱に梱包、保管し、配送業者に引き渡すための十分なスペースについても確保できたとのことである。

なお、JAたかつきのホームページには、本件支援米と同じ「ひのひかり10kg」の販売金額について、3,550円と記載されている。

#### ウ 本件給食米契約及び学校給食用無洗米売買契約について

学校給食会は、JAたかつきとの間に、高槻市・島本町産ひのひかりについて、七分づき1kg当たり295円とする本件給食米契約を締結している。なお、本件給食米契約の契約期間は、令和元年11月1日から令和2年10月31日までとしている。

また、本件給食米契約とは別に、学校給食会は、高槻市・島本町産ひのひかりについて、本件給食米契約と契約相手方及び契約期間を同じとする、無洗米1kg当たり300円の学校給食用無洗米売買契約を締結している。本件給食米契約及び学校給食用無洗米売買契約の契約書第4条の規定によると、JAたかつきは、学校給食会から発注のあった数量の米を高槻市学校給食実施校に納入しなければならないとなっており、この発注は1か月ごとに行われている。学校給食会からの学校給食用米（学校給食用無洗米を含む。）の1年間（令和元年5月から令和2年4月まで）の発注数量は、2万6,034袋（1袋当たり10kg）であった。なお、当該発注数量については、新型コロナウイルス感染症対策による影響が少ない期間を抽出し、学校給食会がJAたかつきに1か月ごとに送付している発注票に基づき算出している。

#### エ 本件支援米の配送及び配送実績について

##### (ア) 本件支援米の配送について

市は、本件運送契約について、制限付一般見積合せを実施した結果、令和2年5月1日に、佐川急便と自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結している。なお、本件運送契約の委託料金は、地域別・サイズ別・重量別に運賃表で定められた複数単価契約となっており、履行期間は、令和2年5月1日から令和3年3月31日までとな

っている。

本件支援米の配送業務については、約1万人分の本件支援米を、生活支援のため速やかに短期間で配送することが条件であったことから、配送先の宛名貼りの作業といった一連の業務も迅速かつ効率的に進めていくことが必要であったとのことである。市は、本件運送契約の配送見込個数を超えるものの、既に契約締結していた本件運送契約の範囲内で対応が可能であると判断し、また、宛名シールの貼付については、佐川急便の担当者との協議により、別途費用を必要とせず、当該契約の範囲内で対応が可能との確認が取れたことから、本件運送契約に基づく個別契約として配送業務を委託している。

市は、配送業務を委託するに当たり、他者との契約も検討していたとのことである。本件支援米の納品から、本件段ボール箱への梱包作業、その後の宛名シールの貼付、保管、配送業務を一括して委託し、約1か月間で配送できるかについて、ヤマト運輸株式会社及び日本郵便株式会社に確認したが、「配送期間が1か月を超過する」、「宛名シール貼付は対応できない」などの回答があったとのことである。

また、市は、配送業務について、約1か月間に不在時の再配達も含めて約1万人分の配達を配達料100円で行えるか、また、市外への配達もあったことから、市外に配達はできるかについて、JAたかつきに確認したところ、配達料100円は、一般の家庭など少量購入に対する市内限定のサービスとして設定しているものであり、配達もJAたかつきの職員が行っていることから、約1か月間に再配達も含めて約1万人分の配達を配達料100円で行うことは経営面からも無理であり、また、市外への配達も一切行っていないとの回答があったとのことである。

(イ) 本件支援米の配送実績について

本件運送契約の運賃表に基づき1件当たり979円で配送しており、令和2年6月分の配送については同年7月22日に972万2,449円、同年7月分の配送については同年8月21日に3万349円、同年8月分の配送については同年9月30日に979円を、市は佐川急便にそれぞれ支出している。それぞれの配送内訳について、令和2年6月分の配送は、本

件支援米の支給対象者である9,928人を対象に配送しているが、うち3人については、市外への転出が確認され、市外への配送に変更したことから、計9,931件とのことである。令和2年7月分、8月分の配送については、6月配送時の不達分の再配送を行っており、それぞれ31件、1件とのことである。

オ 本件段ボール箱の物品購入契約について

(ア) 本件段ボール箱の物品購入契約の経過について

本件支援米の配送を行うに当たり、本件支援米の梱包について、段ボール箱が必要となったことから、子ども未来部子育て総合支援センターは、令和2年5月21日に総務部契約検査課に自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づく随意契約の締結を依頼している。総務部契約検査課は、その依頼を受け、佐川急便から本件段ボール箱9,940枚の購入金額73万2,578円とする見積書を、令和2年5月22日に徴し、市は、自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、同日に佐川急便と物品購入に係る随意契約を締結している。当該物品購入契約に基づき、佐川急便から市に対し9,940枚が納品され、市は、令和2年6月20日に検収し、同年8月21日に佐川急便に対し73万2,578円を支出している。

(イ) 物品購入契約の事業者の選定について

事業者の選定については、本件段ボール箱について、2者から参考見積を徴取し、それぞれ1枚67円、1枚70円の見積書の提出を受けていたが、どちらも一括納品のみの対応であったとのことである。本件支援米の支給に当たり、本件支援米の購入、本件段ボール箱への梱包、集荷、配送等の一連の業務を一時期に迅速かつ効率的に行うことが不可欠な状況の中で、購入する本件段ボール箱については、その保管場所をJAたかつき営農センターで予定していたことから、スペースの関係上、梱包作業や配送状況に合わせて分割して納入してもらうことが必要であったとのことである。配送業務については、上記4(1)エ(ア)のとおり、既に本件運送契約を締結している佐川急便を選定し、その契約に基づく個別契約として配送業務を委託することとなり、本件段ボール箱についても条件を満たした上で

納品が可能であったとのことである。本件段ボール箱について見積徴取した結果、金額は、1枚67円であった。以上のことから、市は、段ボール箱の分割納入という条件にも対応している佐川急便と契約をすることが価格面、業務の迅速性、効率性の観点で有利であると判断している。

カ 本件支援米の支給数について

本件支援米の支給対象者は、上記4(1)アのとおり、令和2年5月1日時点の住民基本台帳登載者とし、支給対象者数については、市は、関係職員の意見陳述では、9,940人と述べていたが、事情聴取の際に訂正し、9,937人であった。受取辞退者及び通知文書の送付時に発覚した宛先不明者が11人いたことで減少し、また、DV等による避難者が2人いたことで増加したことから、令和2年6月の配送開始時の支給対象者数は、9,928人であった。令和2年6月に配送をした結果、不達となったものが69件あったため、市は再度、不達となった支給対象者に同年7月8日付けで本件支援米の再度の支給に関する通知を行った。その結果、令和2年7月に31件、同年8月に1件の再配送が完了したことに加えて、子育て総合支援センターで直接、受取されたものが23件あったため、14件が未受取となり、最終の支給対象者数は、9,914人であった。

キ 本件支援米の残数について

市は、本件支援米について、上記4(1)アのとおり、住民基本台帳登載者以外で、住民票を市外に残したままDV等により市内に避難している者や、市内の児童養護施設等に入所している者も本件支援米の支給対象者となることから、一定数増加することを見込み1万袋を購入していたものの、上記4(1)カのとおり、令和2年6月の配送開始時の支給対象者数が9,928人となり、72袋が残っていた。その後、高校生等のいる世帯の都合によって受取がなかったものが14袋あったため、当初の残数と合わせて、最終的に86袋が残っていた。当該86袋については、公益上、有効的に活用することが必要であると考え、地産地消や市内の子どもへの支援といった「高校生等のいる世帯への臨時支援事業」の趣旨に鑑みて、市立小中学校の給食の用途に供することを条件に、令和2年8月14日に高槻市財産の交換、譲渡及び貸付けに関する条例第7条第1号の規定により、学校給食会と物品無償譲渡に係る

覚書を締結し、本件支援米を無償譲渡している。無償譲渡した86袋は、市内小学校11施設で学校給食用米として有効活用したとのことである。

(2) 判断

請求の要旨及び理由、請求人から提出された証拠書類、請求人の陳述、関係職員の陳述及び事情聴取並びに関係書類から判断した結果は、次のとおりである。

ア 本件支援米契約について、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な契約の締結又は公金の支出に当たるか否か

自治法第234条第1項は、売買、賃借、請負その他の契約は、原則として一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものと定め、同条第2項で、例外的に、随意契約の方法で契約締結をすることができる」と定めている。そして、自治法施行令第167条の2第1項は、このような随意契約の方法により得る場合を限定的に列挙しており、本件請求では、本件支援米契約の締結について、同項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するか否かが問題となる。

ところで、自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、「不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いがない」とされている（最高裁昭和62年3月20日第二小法廷判決）。

そこで、本件支援米契約の締結について、当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合に該当するといえるかを検討するに、本件支援米の支給については、上記4(1)アのとおり、市民生活に影響が出ている状況に鑑み、支援を迅速かつ適切に行うことを最優先事項とし、一連の業務を一時期に迅速かつ効率的に行うことが不可欠であった。これを踏まえ、市は、本件支援米契約の相手方について、実績、供給体制及び設備等の観点から判断することとし、上記4(1)

イ(イ)のとおり、実績に関し学校給食用米等の納入実績を有していること、供給体制に関し市内で生産される高槻産米の約9割以上を仕入れていること、設備等に関し市内の他の米穀店は有していない大型の処理能力を備えた精米施設を有していることから、JAたかつきのみが、その条件を満たし、高槻産米100tを精米し速やかに納入することが可能であり、JAたかつき以外の第三者に本件支援米契約を履行させることは業務の性質上不可能であると判断したものである。

本件支援米の支給を迅速かつ適切に行い、その事業目的を達成するためには、市の見解のとおり、実績があり、かつ、供給体制、設備等を十分に備えた事業者を選定することが求められるところ、上記判断について不合理な点は見当たらないことから、契約の目的物である本件支援米1万袋を、市が指定する契約期限内に納入可能であった契約の相手方は、JAたかつきに限定されることとなる。そうすると、当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難であるとした市の判断は相当であり、当然のこととして、自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当することとなる。

したがって、本件支援米契約の締結は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するとした市の判断に不合理な点はなく、違法又は不当な契約の締結に当たらない。

なお、本件支援米契約の相手方について、JAたかつきに限定されることから、高槻市財務規則第111条第1項の「自治法施行令第167条の2の規定により随意契約を行おうとするときは、なるべく2以上の者を選んで、それらの者から見積書を徴しなければならない」との規定にも反しない。

また、契約自体に瑕疵がなく、かつ、適正な支出手続により支払われている以上、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるとも認められない。

次に、本件支援米契約が本件給食米契約と比較して割高であると主張している点について検討する。

本件支援米契約について、本件支援米の1袋当たりの購入価格は3,550円であり、JAたかつきのホームページに記載のある販売価格と同額であり、

一般的な販売金額と比較して特に高い金額で市に対し販売されたものではない。また、上記4(1)イ(ア)のとおり、本件支援米1万袋の納入期限は、令和2年5月22日から同年6月26日までとなっており、JAたかつきは、その期限内に本件支援米の納入を完了している。本件支援米の支給は、上記4(1)アのとおり、市民生活に影響が出ている状況に鑑み、支援を迅速かつ適切に行うことを最優先事項とし、一連の業務を一時期に迅速かつ効率的に行うことが不可欠であったとのことからも、本件支援米の購入についても、一時期に迅速かつ効率的に行う必要があったと考えられる。なお、上記4(1)イ(イ)のとおり、JAたかつきは、1万袋の精米を分納しながら、順次、本件段ボール箱に梱包、保管し、配送業者に引き渡すためのスペースを市に提供している。

また、上記4(1)ウのとおり、学校給食会とJAたかつきとの間で、学校給食用米の購入に係る契約について、本件給食米契約及び学校給食用無洗米売買契約を締結している。いずれの契約も、契約期間を1年間とし学校給食会からの1か月ごとの発注に基づき、JAたかつきから高槻市学校給食実施校に学校給食用米を納入することとなっている。学校給食会から提出のあった資料を確認し、新型コロナウイルス感染症対策による影響が少ない期間を抽出し算出した1年間の発注数量は2万6,034袋であった。

これらのことから、本件支援米契約は、緊急に一回のみ精米を納入させるものである一方、本件給食米契約及び学校給食用無洗米売買契約は、計画的に一定の数量を納入させるものであり、かつ、これまでの契約実績があるなど、契約締結における諸条件が異なることから、契約金額が同一の価格になるものではないと考えられ、本件支援米契約と本件給食米契約及び学校給食用無洗米売買契約とを単純に比較することは、適切ではないといえる。

これらの事情を踏まえると、本件支援米契約における契約金額が不相当とはいえない。

以上のことから、本件支援米契約について、違法又は不当な契約の締結又は公金の支出に当たるとはいえないと判断する。

イ 本件運送契約に基づき実施した本件支援米の配送に係る配送料の支出及び本件段ボール箱の物品購入に係る支出について、自治法第242条第1項に

規定する違法又は不当な公金の支出に当たるか否か

市が本件運送契約に基づき佐川急便に本件支援米の配送をさせているが、その配送料が割高であるかについて検討する。

上記4(1)エ(ア)のとおり、市は、本件支援米の配送について、JAたかつきに確認し、約1か月間に再配達も含めて約1万人分の配達を配達料100円で行うことは経営面からも無理であり、また、市外への配達も一切行っていないとの回答を得ている。さらに、上記4(1)アのとおり、本件支援米の支給については、市民生活に影響が出ている状況に鑑み、支援を迅速かつ適切に行うことを最優先事項とし、一連の業務を一時期に迅速かつ効率的に行うことが不可欠であったとのことである。これらの状況を踏まえると、本件支援米の配送について、JAたかつきが実施することは、困難であったと考えられる。よって、本件支援米の配送料について、請求人の主張するようにJAたかつきの配達料100円と比較することはできない。

また、市は、本件運送契約の配送見込個数を超えるものの、市の提示する条件を満たしているとして、本件運送契約の範囲内で本件支援米の配送業務を実施したが、本件運送契約は、単価を契約の主目的とする基本的契約であることから、当初の予定数量を超過する場合には、単価を変更する必要がないかどうかを検討する必要があるとされる。この点について、市は、検討の上、上記4(1)エ(ア)のとおり、本件支援米の配送業務について、既に契約締結していた本件運送契約の範囲内で対応が可能であると判断したものである。これは、宛名シールの貼付について、佐川急便の担当者との協議により、別途費用を必要とせず、当該契約の範囲内で対応が可能との確認が取れたこと、本件運送契約は、制限付一般競争見積合せの契約手法により契約相手方が決定されており、その価格について、契約締結時に競争性が働いていることから、合理的な判断であったと認めることができる。

これらのことから、市は、本件支援米に係る配送業務を佐川急便に委託する判断は、合理的なものであったと認めることができる。なお、配送件数については、上記4(1)エ(イ)のとおり、その内容を確認したところ、適正に執行されていた。よって、本件支援米の配送料が割高であるとはいえない。

次に、配送業務を行うに当たり必要となった本件段ボール箱について、上

記4(1)オ(ア)のとおり、自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、佐川急便と物品購入に係る随意契約を締結し購入している。事業者の選定については、上記4(1)オ(イ)のとおり、市は、本件支援米の梱包、集荷、配送といった一連の業務を一時期に迅速かつ効率的に行うことが不可欠な状況の中で、梱包作業工程に合わせて本件段ボール箱を確実に分割で納品することを当該契約の条件としており、配送業務の受託業者である佐川急便については、その条件を満たした上で、他者から徴取した参考見積の最低価格と同額の1枚67円で、本件段ボール箱の納品が可能であったとのことである。よって、本件段ボール箱の物品購入契約について、他者との見積比較の上、競争入札により生ずる手続の煩雑、経費の増加及び契約相手方の決定に要する日時を考慮すると、佐川急便と随意契約を締結する方が市にとって有利に契約締結できるとし、自治法施行令第167条の2第1項第6号に規定する「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するとした市の判断に、不合理な点はない。

以上のことから、本件運送契約に基づき実施した本件支援米の配送に係る配送料の支出及び本件段ボール箱の物品購入に係る支出について、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるとはいえないと判断する。

ウ 本件支援米60袋について、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるか否か

市は、上記4(1)キのとおり、住民基本台帳登載者以外の者で本件支援米の支給対象者となる者がいることを見込み1万袋を購入している。令和2年5月1日時点の住民基本台帳登載者の支給対象者の数は、9,937人であったことから、市は、本件支援米63袋を住民基本台帳登載者以外の支給対象者分として見込んでいることが分かる。購入数1万袋に対し、追加の支給対象者用として見込んだ63袋の占める割合は、僅か0.63%である。上記4(1)アのとおり、市は、市民生活に影響が出ている状況に鑑み、支援を迅速かつ適切に行うことを最優先事項としていたことから、本件支援米を支給対象者数の9,937袋で購入していた場合、追加の支給対象者に迅速に対応できなかった可能性も考えられる。こうしたことから、市が、一定の増加要因を

見込み、本件支援米1万袋を購入していることに不合理な点はない。

よって、本件支援米が無駄に購入されたとはいえないことから、違法又は不当な公金の支出に当たるとはいえないと判断する。

なお、上記4(1)カ及びキのとおり、最終的に残った86袋については、学校給食用米として有効活用されたことが確認でき、この点からも本件支援米が無駄に購入されたとはいえない。

(3) 結論

以上のことから、請求人の主張に理由はなく、請求人が求める措置の必要は認められない。